

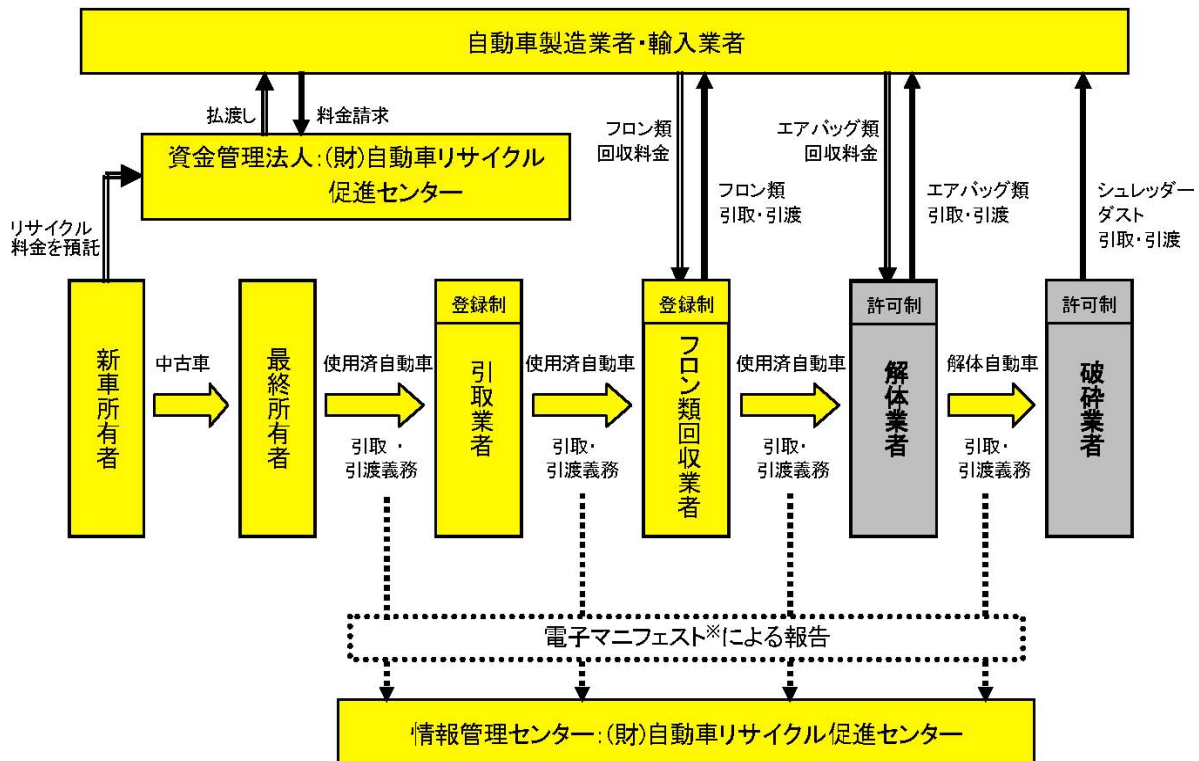
# 1 自動車リサイクル法の概要

我が国で年間約 400 万台排出される使用済自動車は、従来から解体業者や破碎業者によってリサイクル等が行われてきましたが、近年の最終処分場の逼迫によるシュレッダーダスト処理費用の高騰や、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により、使用済自動車の逆有償が進み、不法投棄・不適正処理の懸念も生じてきました。

そのため、自動車メーカーを中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る新たな仕組みとして、平成 14 年 7 月に自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）が制定されました。

この自動車リサイクル法では、廃棄物を減量化し、資源化することを通じて循環型社会を形成するため、シュレッダーダストや新たな環境問題であるエアバッグ類及びフロン類を適正にリサイクル・処理することが定められています。

平成 17 年 1 月 1 日からは、関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡しや、リサイクル料金の預託制度が始まるなど、自動車リサイクル法が全面施行されています。



※パソコン等を利用した電子情報による移動報告

## 対象となる自動車

被けん引車、二輪車、大型・小型特殊車、その他農業・林業機械等を除くすべての自動車（ナンバープレートの付いていない構内車も含む）が対象です。

## 関係者の役割

これまで自動車リサイクルを担ってきた関連事業者などが最大限機能できるよう、関係者の役割が明確化されました。

### 引取業者 事業所所在地を管轄する知事又は保健所設置市長<sup>\*</sup>の登録制（5年毎の更新）

⇒ 自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡すリサイクルルートに乗せる入口の役割。※ 愛知県では、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市が該当

#### 行為義務

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、引取業者として都道府県知事等に登録することが必要。登録がない事業者は使用済自動車を引き取ることができない。（新車・中古車販売業者、整備業者、直接引取りを行う解体業者等が引取業者となることを想定）

→ 自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡すリサイクルルートに乗せる入口の役割。（解体にまわすことになる使用済自動車としてではなく中古車として引き取ることは自由。引取業者の段階で使用済自動車・中古車のいずれであるかを線引きすることが極めて重要。）

### フロン類回収業者 知事又は保健所設置市長の登録制（5年毎の更新）

⇒ 使用済自動車のエアコンからフロン類を適正に回収し、自動車メーカー等に引き渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡す役割。

#### 行為義務

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として都道府県知事等に登録することが必要（引取業者や解体業者が兼業することを主として想定）。

→ フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求可能）。

### 解体業者 知事又は保健所設置市長の許可制（5年毎の更新）

⇒ 使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車メーカー等に、廃車ガラを破砕業者等に引き渡す役割。

#### 行為義務

使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受けることが

必要。

- 使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引き渡す役割（エアバッグ類について自動車製造業者等に回収費用を請求可能）。

### **破砕業者** 知事又は保健所設置市長の許可制（5年毎の更新）

- ⇒ 解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー等に引き渡す役割。事業範囲に「破砕処理」と「破砕前処理（プレス、せん断）」の2種類あり。

#### **行為義務**

解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、破砕業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

- 解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割。

### **自動車製造業者等** 経済産業大臣・環境大臣の認定を受け、リサイクルを実施

- ⇒ 「拡大生産者責任<sup>\*</sup>」の考え方にに基づき、自らが製造又は輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル等を適正に行う役割。

※ 生産者が、使用・廃棄された段階においても、リサイクル・処分に一定の責任を持つという考え方

### **自動車所有者** 自動車メーカー等が定めるリサイクル料金を新車購入時（既販車は継続検査時又は引取時まで）に預託

- ⇒ 使用済となった自動車を引取業者に引き渡すとともに、フロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストの3品目のリサイクル等に必要な料金を負担する役割。

### **電子マニフェスト制度の導入**

電子マニフェスト制度により、使用済自動車が各段階の事業者間で適切に処理されていることを確認できる情報管理システムが構築されています。

各事業者は、使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、その旨を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）へ、原則としてパソコンによりインターネット経由で報告します。

なお、情報管理センターは、事業者からの報告が一定期間内行われなかった場合は、登録・許可した知事又は保健所設置市長に通知し、知事又は保健所設置市長は、必要に応じてその事業者に対し勧告・命令を行います。

## 登録・許可制度

自動車リサイクル法では関連事業者の役割が明確にされ、引取業・フロン類回収業の登録や、解体業・破砕業の許可が必要です。

また、登録制度開始時（平成 17 年 1 月 1 日）において、フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）に基づき登録された第 2 種特定製品引取業者又は第 2 種フロン類回収業者は、それぞれ自動車リサイクル法に基づく引取業者又はフロン類回収業者に自動的に移行しています。

なお、無登録や無許可営業の場合は、自動車リサイクル法により、1 年以下の懲役を、また、廃棄物処理法上の無許可営業としては 5 年以下の懲役又は 1 千万円以下の罰金の罪に問われることがあります。

## 2 自動車リサイクル法と他法の関係

### 廃棄物処理法との関係

- 使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、その金銭的価値に関わらずすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われます。
- 自動車リサイクル法の登録・許可業者は、その事業の範囲内における使用済自動車等の運搬・処理にあつては、廃棄物処理法に基づく業の許可は不要です。また、事業所所在地の都道府県知事又は保健所設置市長の登録・許可を受けていれば、他の都道府県でも使用済自動車等の収集運搬が可能です。  
ただし、運搬・設置にあつては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

自動車リサイクル法の登録・許可業者において廃棄物処理法上の業の許可が不要となるもの

廃掃法 自り法	一般廃棄物		産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
引取業	許可不要：使	—	許可不要：使	—
フロン類回収業	許可不要：使	—	許可不要：使	—
解体業	許可不要：使、解	許可不要：使、解	許可不要：使、解	許可不要：使、解
破砕業	—	—	許可不要：解	許可不要：解

(注) 使：使用済自動車を扱う場合、解：解体自動車を扱う場合

- 登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務はありますが、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者間で締結する義務はありません。この場合、電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストは不要です。
- 使用済自動車等の運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者に委託することが必要です。この場合、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストは不要ですが、委託契約書は必要です。

### フロン回収破壊法との関係

- フロン回収破壊法のカーエアコン部分については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われています。
- フロン回収破壊法に基づき登録された第2種特定製品引取業者、第2種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者又はフロン類回収業者の地位に自動的に移行しています。
- フロン券やフロン類管理書は廃止され、自動車リサイクル法上の費用徴収方法や電子マニフェスト制度に一本化されました。ただし、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車のフロン類については、17年1月1日以降もフロン回収破壊法の仕組みに従う必要があります。

### 自動車所有者の皆様へのお願い

自動車リサイクル法では、自動車の所有者の皆様にご利用いただくことになっていきます。リサイクル料金は、自動車を解体・破砕した後に残るシュレッダーダスト、エアバッグ類のリサイクルとカーエアコンのフロン類を破壊するために必要な料金です。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

なお、リサイクル料金は、エアコンやエアバッグの有無などにより、自動車1台ずつに異なります。

リサイクル料金をお調べになる場合は、ご自身の車の車検証に記載されている車台番号と登録番号（又は車両番号）を確認のうえ、次のホームページでご確認ください。

### リサイクル料金照会（自動車リサイクルシステム）

[自動車リサイクルシステムのトップページ](http://www.jars.gr.jp/)（<http://www.jars.gr.jp/>）から「ユーザー向けリサイクル料金等照会」へ

## 自動車リサイクル法関連リンク集

- [環境省の自動車リサイクル法関連ホームページ](http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html)  
(<http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>)
- [経済産業省の自動車リサイクル法関連ホームページ](http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/index.html)  
([http://www.meti.go.jp/policy/automobile\\_recycle/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/index.html))
- [財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページ](http://www.jarc.or.jp/)  
(<http://www.jarc.or.jp/>)
- [自動車リサイクルシステム](http://www.jars.gr.jp/)  
(<http://www.jars.gr.jp/>)
- [自動車再資源化協力機構のホームページ](http://www.jarp.org/)  
(<http://www.jarp.org/>)